Ⅵ 消費生活トラブル注意報!!（令和6年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い

事例について紹介しています。

第 65 号 （2024 年 4 月）	●電気代が安くなる？電力契約の訪問販売にご注意ください！	P57
第 66 号 （2024 年 6 月）	●組み立てが必要な自転車の事故に注意！	P58
第 67 号 （2024 年 8 月）	●身に覚えのない未納料金の請求は、すぐに電話を切りましょう！	P59
第 68 号 （2024 年 10 月）	●フリマアプリが狙われている！？ ートラブルの解決は当事者間でー	P60
第 69 号 （2024 年 12 月）	●女性だけでなく男性も注意！脱毛エステのトラブル	P61
第 70 号 （2025 年 2 月）	●「未経験でも簡単に稼げる！」 本当に、借金をしても大丈夫なの？	P62

電気代が安くなる？
電力契約の訪問販売にご注意ください！

相談事例1

昨日、新電力の勧誘の訪問販売があり「電気代が安くなる。同じマンションの皆さんも切替えている。」と言われ、契約してしまった。（20代　女性）

相談事例2

「契約中の大手電力会社の委託を受けて来た。電気代が安くなる。検針票を見せて欲しい。」と業者が来訪。契約後に別の事業者と判明した。（10代　男性）

このような勧誘があったら要注意！！

○「大手電力会社の委託を受けている」
　⇒　会社名や連絡先、訪問の目的を確認しましょう！
○「電気代が安くなる」
　⇒　契約プランによっては現在よりも電気代が高くなる可能性もあります。
　　現在の契約と必ず比較しましょう。
○「このマンション全体の契約が切り替わる」
　⇒　管理会社や大家さんに確認しましょう。
○「検針票を見せて」
　⇒　検針票の情報で契約手続きができてしまいます。
　　すぐに見せたりしないようにしましょう。

アドバイス

☞契約先事業者が確認できない場合や、契約内容が理解できない場合には、その場で契約をするのはやめましょう。
☞訪問販売で契約した場合は、法定書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
☞不安に思ったら、家族やお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）188（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第65号　2024年4月
事例提供：北九州市立消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁イラスト集より」

組み立てが必要な自転車の事故に注意！

相談事例

通販サイトで3万円の自転車を購入し、付属の工具で組み立てた。組み立てた自転車に乗って、車道から歩道への段差を乗り越えようとしたところ、前輪が外れて、転倒し、顔面を打撲。前歯が欠けた。

アドバイス

☞通常店舗で販売されている自転車は販売店で組み立てられており、検査・整備されているのが一般的です。しかし、通信販売で購入できる自転車の中には、購入者が組み立てしなければならないものがあります。正しく組み立てができていないと、事故につながる恐れもあり、大変危険です。

☞組み立てが必要な状態で届く自転車の組み立てには、自転車についての正確な知識が必要です。

☞購入する際には、どのような組み立てが必要か確認した上で、購入しましょう。また、購入後、組み立て方法について不明な点があれば販売事業者に確認しましょう。

☞通信販売で自転車を購入する際には、購入後の点検整備や修理サービスの内容についても確認しましょう。

☞2023年4月1日から、道路交通法が改正され、自転車に乗るときにはヘルメットを着用することが努力義務になりました。
市販されているヘルメットには任意の規格等への適合マークが表示されているものと、表示されていないものがあります。
ヘルメットを選ぶときには安全性を示すマークが表示されたヘルメットを選びましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）**188**（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第66号　2024年6月
事例提供：福岡市消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

身に覚えのない未納料金の請求は、すぐに電話を切りましょう！

相談事例1

大手通信関連会社を名乗る自動音声の電話がかかってきて、未納料金30万円を請求された。「払わなければ法的措置をとる。スマホを切らずにコンビニへ行くように」と指示された。いったん電話を切ったが不審だ。

相談事例2

大手通信関連会社を名乗り自動音声の電話がかかってきた。
未納料金があるとアナウンスが流れ、音声ガイダンスに従って番号を選択し、名前と生年月日を伝えると電話が切れた。
事業者の公式サイトで注意喚起されていることがわかった。

アドバイス

☞身に覚えのない未納料金の請求は無視してください。

☞自動音声ガイダンスや国際電話番号（＋（プラス）から始まる番号）からの不審な電話は出ないでください。
もし電話に出てしまっても、今後、不審な電話からの着信、ショートメッセージサービスは無視しましょう。

☞氏名や生年月日等の個人情報を聞かれても、絶対に答えないでください。

☞コンビニで電子マネーを購入するように指示されても、絶対に応じないでください。
いったん相手に渡した電子マネーを取り戻すことは非常に困難です。

☞不明な点がある場合は、事業者の公式ウェブサイトで注意喚起されていないか、自分で確認しましょう。

☞不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口や警察にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）188（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第67号　2024年8月
事例提供：福岡県消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁イラスト集より」

フリマアプリが狙われている!?
ートラブルの解決は当事者間でー

相談事例1

フリマアプリでライブチケットを購入した。相手から、購入の条件として受取評価を先にするように指示された。入金して直ぐに受取評価をしたが、チケットは届かず、相手との連絡も取れなくなってしまった。　（20代　女性）

相談事例2

SNSで簡単にお金がもうかる副業を見つけた。業者から「私が利用している取引ツールは高額だが、このツールを使用すれば確実に儲かる。」と言われ、代金の支払いをフリマアプリ内で架空の商品の取引をするように指示された。
カード決済し、即日に受取評価をしたが、副業はまったくもうからない詐欺だった。
（10代　男性）

このような場合は注意が必要です！

〇発送等の条件として、受取前に出品者の評価をするよう持ちかけられる。
〇フリマアプリ外で成立した取引の支払手段として、フリマアプリの決済システムを利用するよう持ちかけられる。

アドバイス

☞ フリマアプリは個人同士の取引です。トラブルが起きた際は、原則として当事者間で解決するよう求められることを理解しましょう。

☞ フリマアプリを利用する際は、規約や初心者ガイドで、取引ルールやトラブル時の対応などについて確認しましょう。

☞ 商品到着後、購入者が受取評価をすると出品者に代金が支払われます。必ず商品をよく確認してから受取評価をしましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）188（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第68号　2024年10月
事例提供：北九州市立消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

女性だけでなく男性も注意！
脱毛エステのトラブル

相談事例1

ネットの広告で見つけた脱毛エステ店に行った。
お試しでカウンセリングを受けた後、しつこく勧誘され断り切れずに40万円の契約をしてしまったが、高額なので解約したい。

相談事例2

友人の紹介で脱毛サロンに行った。
8回で30万円のコースを36回の分割で支払う方法を案内され、その時は支払えると思って契約をしたが、よく考えると分割手数料が高額なので解約したい。

アドバイス

- 低価格の広告を見て店舗に出向いたところ、高額なコースを勧誘されたというケースが目立ちます。
  気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
- 分割払い（個別クレジット）の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。また、長期間にわたる契約では、脱毛機器が肌に合ってなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。
- 契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。
- エステティックサービスの契約は、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等により、クーリング・オフできる場合があります。
  困ったときは早めにお住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）188（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第69号　2024年12月
事例提供：福岡市消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

「未経験でも簡単に稼げる！」本当に、借金をしても大丈夫なの？

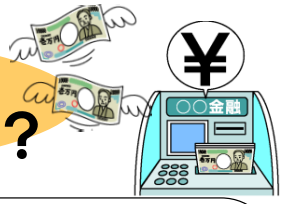

相談事例

「スマホがあれば未経験でも簡単に稼げる」という広告を見て、SNSを登録した。SNSでやりとり後、電話のアンケートを受け、副業の内容はアフィリエイトだとわかった。サポートを受けながらできる30万円のプランを勧められた。
「お金がない」と伝えると、遠隔操作アプリを取り込み、言われるままに、複数の消費者金融からの借り入れを申し込んでしまった。
解約したいが、連絡先がわからない。

※アフィリエイトとは、ホームページやブログに商品やサービスの広告記事を掲載して、その広告の売り上げの一部が収入になる仕組みです。

アドバイス

☞簡単にお金を稼ぐことはできません。「簡単に稼げる」「もうかる」という広告を安易に信用しないようにしましょう。

☞「稼ぐためのサポートをする」と言われて、広告にはなかった高額なサポート契約を勧められる事例もあります。話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。

☞高額な契約をすすめられた場合、「お金がない」という断り方ではなく、「契約しない」とはっきり断りましょう。「すぐに元がとれるから大丈夫」などと言われて、借金やクレジットカードを勧められてしまうかもしれません。稼ぐために借金をすることは絶対にやめましょう。

☞不安に思ったら、その場で契約しないで、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談しましょう。

18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　092－632－0999（日曜日も電話相談可）
福岡市　092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）
北九州市　093－861－0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

消費者ホットライン　（局番なし）**188**（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第70号　2025年2月
事例提供：福岡県消費生活センター　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」